

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、
翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による医療機関の指定
 - 生活保護法による指定医療機関の廃止
 - 青少年に有害な図書類の指定
 - 保険医療機関等の指定
 - 保険医療機関の指定の辞退
 - 保険医等の登録
 - 保険医の登録の抹消
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定
 - 鶏等の移入の禁止
 - 土地改良区の定款の変更の認可(二件)
 - 土地改良事業計画の変更
 - 土地改良法による換地計画の決定(二件)
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定(十一件)
 - 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定
 - 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)

告 示

鳥取県告示第一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
荒 木 医 院	境港市松ヶ枝町三七	昭和五十九年十二月六日
西 田 内 科	倉吉市上井町一丁目一四二	昭和五十九年十二月八日

鳥取県告示第二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西 田 内 科	倉吉市堺町二丁目九六二一三	昭和五十九年十二月七日

鳥取県告示第三号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書		発行記号等	類 別
		題 名	号 数		
1718	雑誌その他の刊行物	セブンスアップ		EL-1ル6	表示された発行所名 office JET
1719	"	射撃ギヤル		EL-ヨ5	JOKER'S
1720	"	SUGAR 指環接写		SG-2-E	トランビジョン
1721	"	エロニアカーカス花芯を解剖		EF-2-E	機アツプル社

1722	"	SEXY・EYES VOL.20 義妹の陰部 陰唇凌辱	SI-2-E	機アツプル社
1723	"	穴挿り 少女狂愛	EK-チ9	アリス出版
1724	"	ハメ遊び 胸さわぎ	EL-シ5	キヤロル出版
1725	"	オレソシ 種 4 月号 ピチオピチ本面白キヤラリー	雑誌コー ド 02189-4	株式会社東京三 井社
1726	"	スクリュー 生汁噴射	SK-2-E	トランビジョン
1727	"	本番濡れぱくり 艶色時めき	EL-シ3	Do企画
1728	"	こすれる性器 變化粧	EL-シ6	Do企画
1729	"	KNOCK-IN 1「挿入」 わたしネガチナイア	EK-シ0	不明
1730	"	ピチオス クラソソプル 最新製ピチオ書籍	VS-2-E	機ピチン

鳥取県告示第四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
倉元内科医院	境港市外江町一七三三一	昭和五十九年十二月六日
越智内科医院	米子市加茂町一丁目九	昭和五十九年十二月十日
八百谷歯科医院	八頭郡用瀬町大字用瀬三六八	昭和五十九年十二月八日
船木歯科医院	東伯郡東伯町大字徳万七三四 一	昭和五十九年十二月十三日
米 田 薬 局	東伯郡大栄町大字由良宿一一 五六	昭和五十九年十二月一日
セントラル歯科	米子市上福原一二二二	昭和五十九年十二月八日
有限会社池田薬 局生活センタ ー千代水店	鳥取市安長二四八一	昭和五十九年十二月一日
財団法人恵仁会 薬局	米子市加茂町二丁目二六	〃
西 田 内 科	倉吉市上井町一丁目一四二	昭和五十九年十二月八日

鳥取県告示第五号

次のとおり保険医療機関の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
太田垣医院	鳥取市国安九一五	昭和五十九年十二月二十 六日

鳥取県告示第六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
森 真稚子	鳥薬第五五九号	昭和五十九年十二月五日
清水 恵子	鳥歯第四七四号	昭和五十九年十二月十日

鳥取県告示第七号

次のとおり保険医の登録を抹消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の抹消の年月日
太田垣 豊 穂	鳥医第三〇〇号	昭和五十九年十二月二十六日

鳥取県告示第八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目七六	昭和五十九年十二月二十六日
三宝 薬 局	鳥取市扇町五七一	〃
常田調剤薬局	鳥取市西町三丁目一〇	〃

鳥取県告示第九号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

山梨県韭崎市及び中巨摩郡の区域

鳥取県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を昭和五十九年十二月二十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を昭和五十九年十二月二十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（邑美地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第一一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第五一工区の換地

計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第十五号

北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業北条（国坂浜）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十六号

三朝町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業高橋地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十七号

東郷町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業森本地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

関金町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業南谷（向山）地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十九号

東郷町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業山辺谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十号

河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）先城地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十一号

船岡町、河原町及び郡家町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）新庄地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九

十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場、河原町役場及び郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十二号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）国安地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十三号

福部村が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）高江地区農業用排水と暗きよ排水を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十四号

鹿野町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業岡井・梶掛線地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十五号

鹿野町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業雲龍寺線地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十六号

赤碕町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業立子地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八十六条の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十七号

三朝町が行う土地改良事業に係る小鹿南地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十八号

東郷町が行う土地改良事業に係る東郷（福永）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十

四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】